

青森市

こども誰でも

通園制度



★ こども誰でも通園制度とは…

普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんが、**保護者の就労要件等を問わず**に施設を利用できる制度です。

★ 対象となるこども

- ・申請時点で **0歳6か月～満3歳未満**
- ・保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所に**通っていない**こども

★ 利用可能時間

こども1人あたり **月10時間以内**

※1時間単位の利用とし、1時間未満の利用は1時間の利用とみなします。

★ 利用料金

各施設において料金を設定

※給食費やおやつ代など、別途実費負担が必要な場合もあります。



←利用申請は
こちらから！

★ 利用方法

1.利用申請



QRコードからシステムにアクセスし、
利用申請
→自動で届くURL
から申請内容を入力
※利用希望日の前月15
日までに申請

2.認定



利用申請の内容を市
で確認後、認定証・ア
カウントを発行
※アカウント発行後、自動
メールが届きます。

3.事前面談



システムから、利用し
たい施設へ事前面談
の予約
※施設において受入可否
を決定後、予約確定

4.利用予約



システムから、利用
したい施設の利用
日を選択し、予約
※施設において受入可否
を決定後、予約確定

5.利用開始



こども誰でも通園
制度の利用開始！
※利用当日、施設から提
示される二次元コードを
読み取ってください。

